



秋田県公報

目 次

告示	ページ
○大規模小売店舗の名称、設置者等の変更に関する届出(三四八、三四九・流通貿易課)……………	1
公告	
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター)……………	1
選挙管理委員会告示	
○政治団体の設立の届出(一一六)……………	2
○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(一一七)……………	3
○政治団体の解散の届出(一一八)……………	4
○政治団体の収支に関する報告書(一一九)……………	5
○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一二〇)……………	6
○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(一二一)……………	7

告 示

秋田県告示第三百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成二十一年七月二十八日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 一 届出事項の概要
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

(二) 新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター本荘店

由利本荘市出戸町字赤沼下道五十八

(三) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

変更前

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝

新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

変更後

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

(四) 変更の年月日

平成二十一年四月一日

(五) 変更する理由

株式会社ヤマキを吸収合併したため

届出年月日

平成二十一年七月十四日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課

(二) 縦覧期間

平成二十一年七月二十八日から同年十一月二十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部流通貿易課サービス産業班

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

秋田県告示第三百四十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六條第一項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第三項において準用する同法第五條第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第八條第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出

し、これを述べるができる。

平成二十一年七月二十八日

秋田県知事 佐竹 敬久

一 届出事項の概要

(一) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

(二) 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリホームセンター男鹿店

男鹿市船越字内子二百八十九番地

(三) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者

変更前

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝

新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

変更後

株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎

新潟県新潟市南区清水四千五百一番地一

(四) 変更の年月日

平成二十一年四月一日

(五) 変更する理由

株式会社ヤマキを吸収合併したため

届出年月日

平成二十一年七月十四日

三 関係書類の縦覧場所及び期間

(一) 縦覧場所

県庁第二庁舎一階 県政情報資料室

男鹿市役所 産業建設部 観光商工課

(二) 縦覧期間

平成二十一年七月二十八日から同年十一月二十八日まで

四 意見書の提出先

秋田市山王四丁目一番一号 秋田県産業経済労働部流通貿易課サービス産業班

五 意見書に添付する書面に記載すべき事項

(一) 意見を述べる者の氏名及び住所

(二) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見を述べる理由

公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地

方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六
第一項の規定に基づき、公告する。
平成二十一年七月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 入札に付する事項

- (一) 購入物品の名称及び数量
- 胃部検診車 一台
- (二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(三) 納入期限

平成二十二年三月二十五日(木)

(四) 納入場所

財団法人秋田県総合保健事業団 中央健診センター

二 入札に参加する者に必要な資格等

- (一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
(一)(2)の資格に係る申請
(二)(2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものを用いる。以下「調達システム」という。)により平成二十一年八月二十日(木)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に

- 一 その他の政治団体
- イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
郵便番号〇一〇〇九五五 秋田市山王四丁目一番二号
秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八八六〇一七四三)

(二) 調達システム

(http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=iniDisplay)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日等を定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十一年七月二十八日(火)から同年九月七日(月)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

(四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法
平成二十一年七月二十八日(火)から同年九月七日(月)までの期間、調達システムにより利用することができる。

四 入札執行の日時及び場所

平成二十一年九月十一日(金)午後一時三十分

秋田県出納局総務事務センター

五 入札保証金

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(二) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は

入札に係る電磁的記録に記録すること。
(二) 入札の無効
秋田県財務規則第六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否

(六) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(七) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。
概要

Summary

1 Nature and quantity of item to be purchased :
The Stomach X-ray Examination Car

2 Time-limit of tender: 1:30 P.M 11 September, 2009

3 Contact point for the notice : General

Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-2 Sanno, Akita City,

Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL

018-860-2743

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成二十一年六月一日から同月三十日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年七月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

二 その他の政治団体

政治団体の名称 自由民主党雄物川支部		異動事項		内 容		届出年月日
代表者	富田 篤	新	旧	代表者	柴田 正敏	平成二十一年六月十九日
会計責任者	丹 一男			代表者	大橋 勝好	

一 政党

秋選管告示第百十七号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、平成二十一年六月一日から同月三十日までの間に次の

政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年七月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

ロ 法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称 幸福実現党秋田県本部	代表者氏名 鶴田 裕貴博	会計責任者氏名 川口 信弘	主たる事務所の所在地 秋田市中通三丁目四番六号 OMC秋田ビル一階・二階	公職の種類 衆議院議員	届出年月日 平成二十一年六月四日
-----------------------	-----------------	------------------	---	----------------	---------------------

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
佐藤清吉後援会	菊地 敬一郎	伊藤 信夫	大仙市南外字小出三百四十五番地五	平成二十一年六月三日
鶴田ゆきひろ後援会	安田 正	川口 信弘	秋田市中通三丁目四番六号 OMC秋田ビル一階・二階	平成二十一年六月四日
西本あつし後援会	伊藤 透	斎藤 宏	横手市平鹿町浅舞字小泉三百三十	平成二十一年六月五日
ふじわら純一後援会	小笠原 忠	日沼 幸隆	能代市緑町二―二十九 宮腰ビル一F―一	平成二十一年六月五日
秋田県理学療法士連盟	倉田 昌一	勝間 伸夫	大仙市高梨字沼田八十番地	平成二十一年六月十五日
東北一若い市長を誕生させる会	高田 勝彦	石川 徹	鹿角市十和田錦木字浜田十一	平成二十一年六月十六日
斉藤たかし後援会	鈴木 甚郎	和田 久助	湯沢市千石町一丁目七―八	平成二十一年六月二十五日

政治団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
秋田県土地家屋調査士政治連盟	代表者	佐々木直俊	工藤行雄	平成二十一年六月一日
わたなべ聖一後援会	主たる事務所の所在地	由利本荘市矢島町七日町字下山寺八十六八	由利本荘市鶴沼四十三十四	平成二十一年六月二日
渡部幸男後援会	主たる事務所の所在地	男鹿市船川港船川字泉台六	男鹿市船川港船川字新浜町四十七番地	平成二十一年六月二日
秋田県公衆浴場組合政治連盟	代表者	星野榮一	布川良一	平成二十一年六月四日
PRU秋中政治センター	代表者	伊藤正志	佐々木勝久	平成二十一年六月四日
A・WIND明石ひろやす後援会	主たる事務所の所在地	大館市柄沢字山王台十六一	大館市字大町四十	平成二十一年六月二十二日

秋選管告示第百十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成二十一年六月一日から同月三十日までの

間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年七月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
佐藤清吉後援会	菊池敬一郎	平成十九年十二月三十一日	平成二十一年六月三日
新しい秋田をつくる会	山岡緑三郎	平成二十一年六月十二日	平成二十一年六月十二日
典政クラブ	佐野元彦	平成二十一年六月十二日	平成二十一年六月十二日
北秋田市きしべすすむ後援会	三沢實	平成二十一年四月二十六日	平成二十一年六月十六日
大湯村寺田典城後援会	菅原繁	平成二十一年六月十七日	平成二十一年六月十七日
ことおか寺田すけしる後援会	工藤誠	平成二十一年六月十七日	平成二十一年六月十七日

金浦町寺田典城後援会	雨谷千尋	平成二十一年六月十七日	平成二十一年六月十七日
寺田すけしろ鹿角後援会	杉原庄吾	平成二十一年六月十七日	平成二十一年六月十七日
寺田典城峰浜後援会	田村祖子	平成二十一年六月十七日	平成二十一年六月十七日
天王町寺田すけしろ後援会	伊藤金政	平成二十一年六月十七日	平成二十一年六月十七日
戸沢藤一後援会	高橋重夫	平成二十一年五月二十七日	平成二十一年六月十七日
西木村寺田すけしろ後援会	門脇彰一	平成二十一年六月十七日	平成二十一年六月十七日
平鹿町寺田すけしろ後援会	真田倉平	平成二十一年六月十七日	平成二十一年六月十七日
ふたついで寺田すけしろ後援会	藤田信夫	平成二十一年六月十七日	平成二十一年六月十七日
寺田すけしろ後援会	寺田典城	平成二十一年六月十二日	平成二十一年六月十八日
さとう純子後援会	小玉正憲	平成二十一年六月十六日	平成二十一年六月十九日
くらしを大切にす秋田市をつくる会	高田博	平成二十一年六月二十九日	平成二十一年六月二十九日
児玉政芳後援会	児玉忠治	平成二十年十二月三十日	平成二十一年六月二十九日

秋選管告示第百十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十條第一項の規定に基づき、その額を公表する。

平成二十一年七月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

Ⅱ 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 **新しい秋田をつくる会** (平成21年分)

報告年月日 平成21年6月12日

ア 収入・支出の総額

(ア) 収入総額	3,175,585円
前年からの繰越額	285,108円
本年の収入額	2,890,477円
(イ) 支出総額	3,170,240円
イ 収入・支出の内訳	
(ア) 収入の内訳	
寄附	2,889,370円
個人からの寄附	69,370円
政治団体からの寄附	2,820,000円
寺田すけしろ後援会	2,820,000円
秋田市	1,107円
その他の収入	2,890,477円
合計	3,170,240円
(イ) 支出の内訳	
経常経費	3,170,240円

人件費	1,616,147円
光熱水費	71,115円
備品・消耗品費	447,484円
事務所費	1,035,494円
合計	3,170,240円
政治団体の名称 北秋田市きしべすむ後援会 (平成21年分)	
報告年月日 平成21年6月16日	
ア 収入・支出の総額	692,639円
(ア) 収入総額	692,639円
前年からの繰越額	0円
本年の収入額	692,639円
(イ) 支出総額	692,639円
イ 収入・支出の内訳	

(7) 収入の内訳	機関紙誌の発行その他の事業による収入	692,639円	5,000,000円
合計		692,639円	12,801,311円
(4) 支出の内訳	政治活動費	692,639円	
	機関紙誌の発行その他の事業費	692,639円	
	その他の事業費	692,639円	
合計		692,639円	
政治団体の名称	寺田すけしろ後援会 (平成21年分)		
報告年月日	平成21年6月18日		
収入・支出の総額			
(7) 収入の総額		12,859,726円	
	前年からの繰越額	3,086,351円	
	本年の収入額	9,773,375円	
(4) 支出の総額		12,801,311円	
収入・支出の内訳			
(7) 収入の内訳			
	寄附	5,000,000円	
	個人からの寄附	5,000,000円	
	寺田典城 秋田市	5,000,000円	
	機関紙誌の発行その他の事業による収入	4,773,000円	
	その他の収入	375円	
合計		9,773,375円	
(4) 支出の内訳			
	経常経費	1,465,291円	
	人件費	1,200,000円	
	備品・消耗品費	189,631円	
	事務所費	75,660円	
	政治活動費	11,336,020円	
	組織活動費	99,460円	
	機関紙誌の発行その他の事業費	3,416,560円	
	宣伝事業費	3,416,560円	
	寄附・交付金	282,000円	

その他の経費	5,000,000円	
合計	12,801,311円	
政治団体の名称	くらしを大切に作る秋田市をつくる会 (平成21年分)	
報告年月日	平成21年6月29日	
収入・支出の総額		
(7) 収入の総額	244,735円	
	前年からの繰越額	0円
	本年の収入額	244,735円
(4) 支出の総額	244,735円	
収入・支出の内訳		
(7) 収入の内訳		
	寄附	244,735円
	個人からの寄附	244,735円
合計	244,735円	
(4) 支出の内訳		
	経常経費	92,485円
	光熱水費	4,654円
	備品・消耗品	7,831円
	事務所費	80,000円
	政治活動費	152,250円
	機関紙誌の発行その他の事業費	152,250円
	宣伝事業費	152,250円
合計	244,735円	
2 収入及び支出のない団体		
(1) その他の政治団体		
政治団体の名称	報告年月日	
佐藤清吉後援会 (平成18、19年分)	平成21年6月3日	
典城クラブ (平成21年分)	平成21年6月12日	

大瀧村寺田典城後援会 (平成21年分)	平成21年6月17日
ことおか寺田すけしろ後援会 (平成21年分)	平成21年6月17日
金浦町寺田典城後援会 (平成21年分)	平成21年6月17日
寺田すけしろ鹿角後援会 (平成21年分)	平成21年6月17日
寺田典城峰浜後援会 (平成21年分)	平成21年6月17日
天王町寺田すけしろ後援会 (平成21年分)	平成21年6月17日
戸沢藤一後援会 (平成21年分)	平成21年6月17日
西木村寺田すけしろ後援会 (平成21年分)	平成21年6月17日
平鹿町寺田すけしろ後援会 (平成21年分)	平成21年6月17日
ふたついで寺田すけしろ後援会 (平成21年分)	平成21年6月17日
さとう純子後援会 (平成19、20、21年分)	平成21年6月19日
見玉政芳後援会 (平成20年分)	平成21年6月29日

秋選管区長第百二十号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。
 平成二十一年七月二十八日
 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内	新	旧	届出年月日
渡部 幸 男	市町村長	渡部幸男後援会	主たる事務所在地	男鹿市船川港船川字泉台六		男鹿市船川港船川字新浜町四十七番	平成二十一年六月二日

秋選管告示第百二十一号
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第
 三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定

の取消の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基
 づき、告示する。
 平成二十一年七月二十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

寺 田 典 城	資金管理団体の取消の 届出をした者の氏名	公職の種類	秋田県知事	寺田すけしろ後援会	名 称	取り消した資金管理団体	秋田市山王中園町五十八	寺 田 典 城	代表者氏名	届出年月日	平成二十一年六月十八日
------------------	-------------------------	-------	-------	-----------	--------	-------------	-------------	------------------	-------	-------	-------------

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 印刷所

秋田山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0862)876600
E-mail:matsubara@matsumarasu.co.jp
秋田山王七丁目五番二十九号
松原繁雄